第三・二条　原産品の要件

1　一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特恵待遇を第二・八条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

(a)　次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品

(b)　他方の締約国の原産材料のみから生産される産品

(c)　非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書三―Bに定める全ての関連する要件を満たすもの

2　この章の規定の適用上、締約国についての地理的適用範囲には、自国の領海の外側に位置する海、海底及びその下を含まない。

3　産品の生産において使用される非原産材料は、当該産品が原産品としての資格を取得した場合において、当該産品が他の産品に材料として組み込まれるときは、非原産材料とはしない。

4　原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、締約国において中断することなく満たされなければならない。

第三・三条　完全に得られる産品

1　前条の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られる産品とする。

(a)　当該締約国において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品

(b)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(c)　生きている動物（当該締約国において成育されたもの）から得られる産品

(d)　とさつされた動物（当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの）から得られる産品

(e)　当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(f)　当該締約国において養殖により得られる産品

(g)　当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(f)までに規定するものを除く。）

(h)　当該締約国の船舶により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国の領海の外側に位置する海、海底又はその下から得られる魚介類その他の海洋生物

(i)　両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国の領海の外側に位置する当該締約国の工船上で(h)に規定する産品のみから生産される産品

(j)　当該締約国又は当該締約国の者により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、第三国が管轄権を行使する区域の外側に位置する海底又はその下から得られる産品（魚介類その他の海洋生物を除く。）。ただし、当該締約国又は当該締約国の者が、国際法に基づき当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(k)　次のいずれかの産品

(i)　当該締約国における生産から生ずる廃品又はくず

(ii)　当該締約国において収集される使用済みの産品から生ずる廃品又はくずであって、原材料の回収にのみ適するもの

(l)　当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品又はこれらの派生物のみから生産される産品

2　1(h)に規定する「締約国の船舶」又は1(i)に規定する「締約国の工船」とは、それぞれ、次の全ての要件を満たす船舶又は工船をいう。

(a)　いずれかの欧州連合構成国又は日本国において登録されていること。

(b)　いずれかの欧州連合構成国又は日本国を旗国とすること。

(c)　次のいずれかの要件を満たすこと。

(i)　当該締約国の一又は二以上の自然人が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(ii)　次の(A)及び(B)の要件を満たす一又は二以上の法人（注）が所有していること。

注　この章の規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(A)　当該締約国内に本店及び主たる営業所を有すること。

(B)　当該締約国の自然人又は法人が五十パーセント以上の持分を所有していること。

第三・四条　十分な変更とはみなされない作業又は加工

1　第三・二条1(c)の規定にかかわらず、締約国における産品の生産において、非原産材料に対して次に掲げる一又は二以上の工程のみが行われる場合には、当該産品は、当該締約国の原産品としてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に当該産品を良好な状態に保つことを確保することのみを目的とする保存のための工程（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する工程

(b)　改装

(c)　仕分

(d)　洗浄、浄化又は粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去

(e)　紡織用繊維及びその製品のアイロンがけ又はプレス

(f)　塗装又は研磨の単純な工程

(g)　穀物及び米について、殻を除き、一部若しくは全部を漂白し、研磨し、又は艶出しする工程

(h)　砂糖を着色し、これに香味を付け、若しくはこれを角砂糖とするための工程又は固体の砂糖の一部若しくは全部を粉砕する工程

(i)　果実、ナット又は野菜の皮、核又は殻を除く工程

(j)　研ぐこと、単純な破砕又は単純な切断

(k)　ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）

(l)　瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の全ての単純な包装工程

(m)　産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(n)　産品の単純な混合（注）（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

注　この条の規定の適用上、産品の単純な混合には、砂糖の混合を含む。

(o)　単に水を加えること、希釈、脱水又は産品の変性（注）

注　この条の規定の適用上、変性には、特に、毒性を有する物質又はひどい味の物質の添加による食用に適しない産品の製造を含む。

(p)　完成した物品若しくは統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成したものとして分類される物品とするための部品の単純な収集若しくは組立て又は産品の部品への分解

(q)　動物のとさつ

2　1の規定の適用上、1に規定する工程を行うために専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合には、当該工程は、単純な工程とする。

第三・五条　累積

1　一方の締約国の原産品とされる産品は、他方の締約国において他の産品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。

2　一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。